

---

# 5 関係条文

---

## 5.1 関係条文

### 5.1.1 関係条文

---

都市緑地法（抜粋）

都市緑地法施行令（抜粋）

都市緑地法施行規則（抜粋）

横浜市緑化地域に関する条例

横浜市都市緑地法施行細則（抜粋）

横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準

横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する事務取扱要綱

緑化地域制度に関する建築確認申請・完了検査要領（抜粋）

## 都市緑地法（抜粋）

（昭和四十八年法律第七十二号）

施行日： 平成三十年四月一日

最終更新： 平成二十九年五月十二日公布（平成二十九年法律第二十六号）改正

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（第四条）
- 第三章 緑地保全地域等
  - 第一節 緑地保全地域（第五条—第十一条）
  - 第二節 特別緑地保全地区（第十二条—第十九条）
  - 第三節 地区計画等の区域内における緑地の保全（第二十条—第二十三条）
  - 第四節 管理協定（第二十四条—第三十条）
  - 第五節 雑則（第三十一条—第三十三条）
- 第四章 緑化地域等
  - 第一節 緑化地域（第三十四条—第三十八条）
  - 第二節 地区計画等の区域内における緑化率規制（第三十九条）
  - 第三節 雑則（第四十条—第四十四条）
- 第五章 緑地協定（第四十五条—第五十四条）
- 第六章 市民緑地
  - 第一節 市民緑地契約（第五十五条—第五十九条）
  - 第二節 市民緑地設置管理計画の認定（第六十条—第六十八条）
- 第七章 緑地保全・緑化推進法人（第六十九条—第七十四条）
- 第八章 雑則（第七十五条）
- 第九章 罰則（第七十六条—第八十条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まつて、良好な都市環境の形成を図り、もつて健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

#### （国及び地方公共団体の任務等）

第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動の実施に当たつて、都市における緑地が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。

3 都市の住民は、都市における緑地が適正に確保されるよう自ら努めるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。

(定義)

**第三条** この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

2 この法律において「都市計画区域」とは都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域を、「準都市計画区域」とは同項に規定する準都市計画区域をいう。

3 この法律において「首都圏近郊緑地保全区域」とは、首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号。以下「首都圏保全法」という。）第三条第一項の規定による近郊緑地保全区域をいう。

4 この法律において「近畿圏近郊緑地保全区域」とは、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号。以下「近畿圏保全法」という。）第五条第一項の規定による近郊緑地保全区域をいう。

## 第四章 緑化地域等

### 第一節 緑化地域

(緑化地域に関する都市計画)

**第三十四条** 都市計画区域内の都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域については、都市計画に、緑化地域を定めることができる。

2 緑化地域に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、建築物の緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）をいう。以下この章において同じ。）の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑化率」という。）の最低限度を定めるものとする。

3 前項の都市計画において定める建築物の緑化率の最低限度は、十分の二・五を超えてはならない。

(緑化率)

**第三十五条** 緑化地域内においては、敷地面積が政令で定める規模以上の建築物の新築又は増築（当該緑化地域に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為及び政令で定める範囲内の増築を除く。以下この節において同じ。）をしようとする者は、当該建築物の緑化率を、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
- 一 その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であつて、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市町村長が許可したもの
  - 二 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの
  - 三 その敷地の全部又は一部が崖地である建築物その他の建築物であつて、その敷地の状況によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの
- 3 市町村長は、前項各号に規定する許可の申請があつた場合において、良好な都市環境を形成するため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。
- 4 建築物の敷地が、第一項の規定による建築物の緑化率に関する制限が異なる区域の二以上にわたる場合においては、当該建築物の緑化率は、同項の規定にかかわらず、各区域の建築物の緑化率の最低限度（建築物の緑化率に関する制限が定められていない区域にあつては、零）にその敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以上でなければならない。

（一の敷地とみなすことによる緑化率規制の特例）

**第三十六条** 建築基準法第八十六条第一項から第四項まで（これらの規定を同法第八十六条の二第八項において準用する場合を含む。）の規定により一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地とみなして前条の規定を適用する。

（違反建築物に対する措置）

**第三十七条** 市町村長は、第三十五条（第三項を除く。）の規定又は同項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 国又は地方公共団体（港湾法に規定する港務局を含む。以下この項において同じ。）の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、市町村長は、国又は地方公共団体の建築物が第三十五条（第三項を除く。）の規定又は同条第三項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、その旨を当該建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべき旨を要請しなければならない。

（報告及び立入検査）

**第三十八条** 市町村長は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、建築物の緑化率の最低限度に関する基準への適合若しくは緑化施設の管理に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその敷地若しくはそれらの工事現場に立ち入り、建築物、緑化施設、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十一条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

### 第三節 雑則

(緑化施設の面積の算出方法)

第四十条 建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積は、国土交通省令で定めるところにより算出するものとする。

(建築基準関係規定)

第四十一条 第三十五条、第三十六条及び第三十九条第一項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）とみなす。

(制限の特例)

第四十二条 第三十五条及び第三十九条第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 建築基準法第三条第一項各号に掲げる建築物
- 二 建築基準法第八十五条第一項又は第二項に規定する応急仮設建築物であつて、その建築物の工事を完了した後三月以内であるもの又は同条第三項の許可を受けたもの
- 三 建築基準法第八十五条第二項に規定する工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
- 四 建築基準法第八十五条第五項又は第六項の許可を受けた建築物

(緑化施設の工事の認定)

第四十三条 第三十五条又は地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となる建築物の新築又は増築をしようとする者は、気温その他のやむを得ない理由により建築基準法第六条第一項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事（植栽工事に係るものに限る。以下この条において同じ。）を完了することができない場合においては、国土交通省令で定めるところにより、市町村長に申し出て、その旨の認定を受けることができる。

2 建築基準法第七条第四項に規定する建築主事等又は同法第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、前項の認定を受けた者に対し、その検査に係る建築物及びその敷地が、緑化施設に関する工事が完了していないことを除き、建築基準関係規定に適合していることを認められた場合においては、同法第七条第五項又は第七条の二第五項の規定にかかわらず、これらの規定による検査済証を交付しなければならない。

3 前項の規定による検査済証の交付を受けた者は、第一項のやむを得ない理由がなくなつた後速やかに緑化施設に関する工事を完了しなければならない。

4 第三十七条及び第三十八条の規定は、前項の規定の違反について準用する。

(緑化施設の管理)

第四十四条 市町村は、条例で、第三十五条又は地区計画等緑化率条例の規定により設けられた緑化施設の管理の方法の基準を定めることができる。

### 第九章 罰則

第七十六条 第九条第一項（第十五条において準用する場合を含む。）又は第三十七条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第七十八条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第三項（第十三条において準用する場合を含む。）又は第八条第五項の規定に違反した者
- 二 第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第八条第二項の規定による都道府県知事等の命令又は第七十二条の規定による市町村長の命令に違反する行為をした者
- 四 第十一条第一項（第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十八条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。）又は第六十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 第十一条第二項（第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による立入検査若しくは立入調査又は第三十八条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

**第七十九条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

**第八十条** 地区計画等緑地保全条例、地区計画等緑化率条例又は第四十四条の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、三十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

**附 則**（平成二九年五月一二日法律第二六号）

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第二十五条の規定 公布の日
- 二 第一条中都市緑地法第四条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条の改正規定、第二条中都市公園法第三条第二項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定、第四条中生産緑地法第三条に一項を加える改正規定、同法第八条に一項を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同条の次に五条を加える改正規定及び同法第十一条の改正規定並びに第五条及び第六条の規定並びに次条第一項及び第二項並びに附則第三条第二項、第六条、第七条、第十条、第十三条、第十四条、第十八条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十一条第五項第一号の改正規定に限る。）、第十九条、第二十条、第二十二条及び第二十三条（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十五条の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（都市緑地法の一部改正に伴う経過措置）

**第二条** 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に工事中の特定建築物（第一条の規定による改正前の都市緑地法（以下この条において「旧都市緑地法」という。）第三十五条第六項又は第八項に規定する建築物に該当する建築物をいう。次項において同じ。）の新築、増築、修繕又は模様替については、第一条の規定による改正後の都市緑地法（以下この条において「新都市緑地法」という。）第三十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**2** 特定建築物については、新都市緑地法第三十七条の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行後（前項の特定建築物については、同項に規定する工事が完了した後）にする新築又は増築（当該新築又は増築をした特定建築物の維持保全を含む。）について適用し、同号に掲げる規定の施行前にした新築又は増築（当該新築又は増築をした特定建築物の維持保全を含む。）については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

**第四条** 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第二十五条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 都市緑地法施行令（抜粋）

（昭和四十九年政令第三号）

施行日： 平成三十年四月一日

最終更新： 平成二十九年六月十四日公布（平成二十九年政令第百五十八号）改正

（緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模）

第九条 法第三十五条第一項の政令で定める規模は、千平方メートルとする。ただし、土地利用の状況により、建築物の敷地内において緑化を推進することが特に必要であると認められるときは、市町村は、条例で、区域を限り、三百平方メートル以上千平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

（緑化率の規制の対象とならない増築の範囲）

第十条 法第三十五条第一項の政令で定める範囲は、増築後の建築物の床面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号の床面積をいう。以下同じ。）の合計が緑化地域に関する都市計画が定められた日における当該建築物の床面積の合計の一・二倍を超えないこととする。

（報告及び立入検査）

第十一条 市町村長は、法第三十八条第一項（法第四十三条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、緑化地域内において敷地面積が法第三十五条第一項の政令で定める規模以上の建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、当該建築物につき、当該建築物の緑化率の最低限度（法第三十五条第一項若しくは第四項の規定により当該建築物に適用される緑化率の最低限度又は同条第三項の規定により許可の条件として付された緑化率の最低限度をいう。）に関する基準への適合又は緑化施設の管理に関する事項に関し報告させることができる。

2 市町村長は、法第三十八条第一項の規定により、その職員に、緑化地域内における敷地面積が法第三十五条第一項の政令で定める規模以上の建築物若しくはその敷地又はそれらの工事現場に立ち入り、当該建築物、緑化施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

## 都市緑地法施行規則（抜粋）

昭和四十九年一月三十一日

建設省令第一号

改正 平成二九年 八月 二日建設省令 第四九号

(建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積)

第九条 法第四十条の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

- 一 建築物の外壁に整備された緑化施設 緑化施設が整備された部分の鉛直投影面積の合計
- 二 前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設 次に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算出した面積の合計
- イ 樹木 次のいずれかの方法により算出した面積の合計

(1) 樹木ごとの樹冠（その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

(2) 樹木（高さ一メートル以上のものに限る。以下(2)において同じ。）ごとの樹冠の水平投影面について、次の表の上欄に掲げる樹木の高さに応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる半径をその半径とし、当該樹木の幹の中心をその中心とする円とみなして算出した当該円（その水平投影面が他の樹木の幹の中心をその中心とする円とみなしてその水平投影面積を算出した当該円の水平投影面又は(1)の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

樹木の高さ	一メートル以上 二・五メートル未満	二・五メートル以上 四メートル未満	四メートル以上
半径	一・一メートル	一・六メートル	二・一メートル

(3) 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち樹木が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分であつて、次に掲げる条件に該当するもの（その水平投影面が(1)の樹冠の水平投影面又は(2)の円の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

(i) 当該被われている部分に植えられている樹木の本数が、次に掲げる式を満たすものであること。

$$A \leq 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$$

この式において、A、 $T_1$ 、 $T_2$ 、 $T_3$ 、 $T_4$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 当該部分の水平投影面積（単位 平方メートル）

$T_1$  高さが四メートル以上の樹木の本数

$T_2$  高さが二・五メートル以上四メートル未満の樹木の本数

$T_3$  高さが一メートル以上二・五メートル未満の樹木の本数

$T_4$  高さが一メートル未満の樹木の本数

( i i ) ( i ) の樹木が当該部分の形状その他の条件に応じて適切な配置で植えられていること。

- ロ 芝その他の地被植物 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分（その水平投影面がイの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積
- ハ 花壇その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち草花その他これらに類する植物が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分（その水平投影面がイ又はロの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積
- ニ 水流、池その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち水流、池その他これらに類するものの存する部分（その水平投影面がイからハまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、樹木、植栽等と一体となつて自然的環境を形成しているものに限る。）の水平投影面積
- ホ 前号の施設又はイからニまでの施設に附属して設けられる園路、土留その他の施設 当該施設（その水平投影面がイからニまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、前号及びイからニまでの規定により算出した面積の合計の四分の一を超えない部分に限る。）の水平投影面積

（緑化施設の工事の認定の手続）

第十条 法第四十三条第一項の規定による認定を受けようとする者は、別記様式第二による申請書に次の表に掲げる図書並びに建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の確認済証の写しを添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに既存の緑化施設の位置及び種別、整備する緑化施設の配置及び種別並びに当該整備する緑化施設のうち建築基準法第六条第一項の規定による工事の完了の日までに当該整備する緑化施設に関する工事を完了することができないものの配置及び種別並びに前条の規定により算出された緑化施設の面積及び当該整備する緑化施設のうち同項の規定による工事の完了の日までに当該整備する緑化施設に関する工事を完了することができないものの面積

（建築物の緑化率の最低限度に関する証明書の交付）

第二十九条 建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が法第三十五条若しくは第三十六条の規定又は法第三十九条第二項の地区計画等緑化率条例の規定に適合していることを証する書面の交付を市町村長に求めることができる。

2 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第三条第一項の認定（同法第四条第一項の変更の認定を含む。）を受けようとする者は、その計画が法第三十九条第二項の地区計画等緑化率条例の規定に適合していることを証する書面の交付を市町村長に求めることができる。

附 則 （平成二九年八月二日国土交通省令第四九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（都市緑地法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十五条又は地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となっている建築物のうち、第一条の規定による都市緑地法施行規則第九条第一号の規定の改正により当該建築物の緑化率が緑化地域に関する都市計画において定める建築物の緑化率の最低限度又は地区計画等緑化率条例による建築物の緑化率の最低限度を下回る事となるものの緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積の算出方法については、第一条の規定による改正後の都市緑地法施行規則第九条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 横浜市緑化地域に関する条例

平成 20 年 9 月 25 日

条例第 39 号

改正 平成 20 年 12 月 15 日条例第 60 号

平成 22 年 6 月 25 日条例第 33 号

平成 29 年 12 月 25 日条例第 47 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号。以下「法」という。）第 34 条第 1 項に規定する緑化地域に係る建築物の緑化率に関する制限の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模)

第 3 条 都市緑地法施行令（昭和 49 年政令第 3 号）第 9 条ただし書の条例で定める敷地面積の規模は、緑化地域全域について 500 平方メートルとする。

(手数料)

第 4 条 法第 35 条第 2 項各号に規定する許可を受けようとする者は、申請の際、1 件につき 27,000 円の手数料を納付しなければならない。ただし、一の建築物について、同項第 1 号に規定する許可を受けようとする者が同時に横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成 3 年 12 月横浜市条例第 57 号。以下「地区計画条例」という。）第 19 条第 4 項第 2 号に規定する許可を受けようとする場合、法第 35 条第 2 項第 2 号に規定する許可を受けようとする者が同時に地区計画条例第 19 条第 4 項第 3 号に規定する許可を受けようとする場合及び法第 35 条第 2 項第 3 号に規定する許可を受けようとする者が同時に地区計画条例第 19 条第 4 項第 4 号に規定する許可を受けようとする場合は、この限りでない。

2 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、公益上必要があると認めるとき、又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(緑化施設の管理)

第 5 条 建築物の維持保全をする者は、その責務において、法第 35 条の規定により設けられた緑化施設が良好に維持されるよう、適切に管理しなければならない。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 20 年 11 月規則第 95 号により平成 21 年 4 月 3 日から施行)

附 則（平成 20 年 12 月条例第 60 号）抄

(施行期日)

5.1 関係条文

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
附 則（平成 22 年 6 月条例第 33 号）抄  
（施行期日）
- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。  
（平成 22 年 9 月規則第 57 号により同年 10 月 1 日から施行）  
附 則（平成 29 年 12 月条例第 47 号）  
（施行期日）
- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 横浜市都市緑地法施行細則（抜粋）

昭和 49 年 12 月 25 日

規則第 163 号

改正 令和 6 年 3 月 29 日規則号外第 4 号

（趣旨）

第 1 条 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号。以下「法」という。）の施行に関しては、都市緑地法施行令（昭和 49 年政令第 3 号）及び都市緑地法施行規則（昭和 49 年建設省令第 1 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この規則における用語の意義は、法の例による。

第 3 条 2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する図書のほかに必要と認める図書を添付させ、又は不要と認める図書の添付を省略させることができる。

### 第 3 章 緑化地域

（緑化率の適用除外に関する許可の申請）

第 9 条 法第 35 条第 2 項各号の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項（第 3 号及び第 4 号に掲げる事項にあつては、許可を受けた建築物について当該許可に係る事項を変更する場合に限る。）を記載した書面の正本及び副本に、別表第 2 に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。許可を受けた建築物について当該許可に係る事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積
- (2) 適用除外の理由
- (3) 許可に係る年月日及び番号
- (4) 変更の理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 第 3 条第 2 項の規定は、前項の規定による図書の添付について準用する。

#### 第 9 条の 2 削除

#### 第 10 条 削除

（緑化施設の工事の認定の申請）

第 11 条 緑化地域内において敷地面積が横浜市緑化地域に関する条例（平成 20 年 9 月横浜市条例第 39 号）第 3 条に定める規模以上の建築物の新築又は増築をする者であつて、法第 43 条第 1 項の認定を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面の正本及び副本に、省令第 10 条に規定する図書及び工事を完了することができない理由を証する書面を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積
- (2) 既存の緑化施設の位置、種別及び面積

- (3) 整備する緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積
- (4) 前号のうち、工事を完了することができない緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積、当該工事を完了することができない理由並びに完了予定年月日
- (5) 緑化施設の面積の敷地面積に対する割合
- (6) 省令第 29 条第 1 項の規定による証明書の番号及び証明年月日
- (7) その他市長が必要と認める事項

#### 第 11 条の 2 削除

第 12 条 法第 43 条第 2 項の規定による検査済証の交付を受けた者は、緑化施設に関する工事の完了後、速やかに、次に掲げる事項を記載した書面に、緑化施設の整備状況を示した写真を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積
- (2) 工事完了年月日及び認定書の番号
- (3) 省令第 29 条第 1 項の規定による証明書の番号及び証明年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 法第 43 条第 1 項の認定を受けた者は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項又は第 18 条第 2 項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事を完了することが可能となった場合においては、当該工事の完了後、速やかに前項各号に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。

(緑化率の最低限度に関する証明書の交付の申請)

第 13 条 省令第 29 条第 1 項の規定に基づき、法第 35 条又は第 36 条の規定に適合していることを証する書面の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項(第 6 号及び第 7 号に掲げる事項にあっては、証明を受けた計画について当該証明に係る事項を変更する場合に限る。)を記載した書面の正本及び副本に、別表第 3(ア)欄に掲げる建築物の種類ごとにそれぞれ同表(イ)欄に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。証明を受けた計画について当該証明に係る事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積
- (2) 建築物の工事種別
- (3) 緑化施設の概要、規模、種別及び配置
- (4) 緑化施設の面積及び建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合
- (5) 建築着工予定年月日
- (6) 省令第 29 条第 1 項の規定による証明書の番号及び証明年月日
- (7) 変更の理由
- (8) その他市長が必要と認める事項

2 第 3 条第 2 項の規定は、前項の規定による図書の添付について準用する。

#### 第 13 条の 2 削除

(緑化率の証明等に関する名義変更の届出)

第 14 条 建築主は、法第 35 条第 2 項各号の規定による許可、法第 43 条第 1 項の認定又は省令第 29 条第 1 項の規定による証明書の交付を受けた後、当該許可、認定又は証明に係る工事を完了する前に、その氏名又は住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は

代表者の氏名) を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。

- (1) 申請の種類
- (2) 許可、認定又は証明に係る年月日及び番号
- (3) 建築物の敷地の地名地番
- (4) 変更の理由
- (5) 変更前及び変更後の建築主の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）
- (6) その他市長が必要と認める事項  
（緑化率の証明等に関する取下げ及び取りやめの届出）

第 15 条 建築主は、第 9 条第 1 項、第 11 条又は第 13 条第 1 項の規定による申請を取り下げようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。

- (1) 申請の種類
- (2) 申請年月日
- (3) 建築物の敷地の地名地番
- (4) 取り下げる理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 建築主は、法第 35 条第 2 項各号の規定による許可又は省令第 29 条第 1 項の規定による証明書の交付を受けた後に、当該許可又は証明に係る工事を取りやめようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。

- (1) 申請の種類
- (2) 許可又は証明に係る年月日及び番号
- (3) 建築物の敷地の地名地番
- (4) 取りやめる理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

## 第 6 章 雑則

（身分証明書の様式）

第 27 条 法第 15 条において準用する法第 9 条第 3 項に規定する身分を示す証明書並びに法第 19 条及び第 38 条第 2 項において準用する法第 11 条第 3 項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第 35 号様式）とする。

（委任）

第 28 条 この規則の施行に関し必要な事項は、みどり環境局長が定める。

附 則（抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月規則第 58 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 1 月規則第 3 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市緑地法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定により掲げられている特別緑地保全地区内行為許可標は、この規則による改正後の横浜市都市緑地法施行細則（以下「新規則」という。）の規定により掲げられた特別緑地保全地区内行為の許可等の表示とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則第 4 条の規定により許可を受けた行為に係る事業の譲渡しがあつたときの当該許可の承継の届出については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に交付されている旧規則第 35 号様式による身分証明書は、新規則第 35 号様式による身分証明書とみなす。
- 5 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成 28 年 3 月規則第 32 号）

この規則は公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月規則第 4 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日からから施行する。ただし、第 9 条第 1 項及び第 10 条の改正規定、第 14 条及び第 15 条第 2 項の改正規定（「第 35 条第 3 項各号」を「第 35 条第 2 項各号」に改める部分に限る。）並びに第 18 号様式及び第 18 号様式の 2 の改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（令和 6 年 3 月規則第 11 号） 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の緑の環境をつくり育てる条例施行規則、横浜市都市緑地法施行細則及び横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後にされた申出、届出及び申請について適用し、同日前にされた申出、届出及び申請については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 3 月規則号外第 4 号） 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第2(第9条第1項)

図書の種類	明示しなければならない事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物(建築物を含む。以下この表及び別表第3において同じ。)の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積
構造詳細図	緑化施設の断面の構造、材料の種別及び寸法
緑化施設の求積図及び面積算出表	緑化施設の求積に必要な工作物及び緑化施設の各部分の寸法及び算式
緑化率の制限の適用除外となることの確認に必要な図書	建築物の敷地又は用途及び適用除外となる理由に関する事項
緑化施設の写真及び撮影位置図 (既存の緑化施設について面積を算出する場合に限る)	緑化施設の状況並びに写真撮影の位置及び方向

別表第3(第13条第1項)

(7)	(1)	
	図書の種類	明示しなければならない事項
法第35条の規定が適用される建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積
	構造詳細図	緑化施設の断面の構造、材料の種別及び寸法
	緑化施設の求積図及び面積算出表	緑化施設の求積に必要な工作物及び緑化施設の各部分の寸法及び算式
	緑化施設の写真及び撮影位置図（既存の緑化施設について面積を算出する場合に限る）	緑化施設の状況並びに写真撮影の位置及び方向
法第36条の規定が適用される建築物	建築基準法第86条第1項から第4項まで（これらの規定を同法第86条の2第8項において準用する場合を含む。）の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項

## 横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準

制定 平成 20 年 12 月 25 日

### 第 1 章 総則

#### (適用範囲)

第 1 条 この基準は、緑化地域内において、敷地面積が横浜市緑化地域に関する条例（平成 20 年 9 月横浜市条例第 39 号）で定めた数値以上の建築物の新築、増築又は維持保全をする場合に適用する。

#### (用語の定義)

第 2 条 この基準における用語の意義は、この基準において定めるもののほか、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）及び都市緑地法施行規則（昭和 49 年建設省令第 1 号）の例による。

2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 樹木 地上部の一部が木質化している植物をいう。
- (2) タケ類 タケ類その他これに類する植物をいう。
- (3) 樹冠 樹木の上部についている枝と葉の集まりをいい、一部の突出した枝は含まない。
- (4) 樹高 樹木の樹冠の上端から幹が地面に接している部分までの垂直高をいう。ただし、支柱等の資材を用いなければ自立しない部分は含まない。
- (5) 株立 樹木の幹が根元近くから分岐したものをいう。
- (6) 壁面緑化 都市緑地法施行規則第 9 条第 1 号に規定する緑化施設で、補助資材、植栽基盤等を用いて整備する場合は、植物の生育が見込まれる部分をいう。
- (7) みなし樹冠 都市緑地法施行規則第 9 条第 2 号イ(2)の規定により算出された円をいう。
- (8) 樹木植栽地 都市緑地法施行規則第 9 条第 2 号イ(3)に規定する緑化施設で、樹木が生育するための土壌その他これに類する資材で表面が覆われている部分をいう。
- (9) 芝等 都市緑地法施行規則第 9 条第 2 号ロに規定する緑化施設で、コウライシバ、タマリユウ等の多年生の草本、ハイビャクシン等の樹木その他の地面を低く面的に覆う植物により覆われている部分をいう。
- (10) 花壇等 都市緑地法施行規則第 9 条第 2 号ハに規定する緑化施設で、草花その他これらに類する植物を植えるために土を盛り上げたり仕切りを設けたりし、概ね 1 年のうち 6 か月以上植物が植栽された状態にある部分をいう。
- (11) 水流等 都市緑地法施行規則第 9 条第 2 号ニに規定する緑化施設で、護岸や底面に石や土などの自然素材や植物が用いられており、常時表面が水面に覆われている部分をいう。
- (12) 園路等 都市緑地法施行規則第 9 条第 2 号ホに規定する緑化施設で、都市緑地法施行規則第 9 条第 1 号又は第 2 号イからニまでに規定する緑化施設に付随する部分をいう。なお、園路等に該当するものは、主たる目的が緑化施設の利用のための園路及び小規模な広場並びに緑化施設の維持管理のための土留、縁石、護岸、排水施設及び散水施設とする。
- (13) 建築物の外壁 建築物の外に面している壁をいい、建築物のバルコニー又はベランダの外に面している壁は建築物の外壁に含む。また、外壁の開口部は建築物の外壁には含まない。

- (14) 護岸 水流、池などの水ぎわに岸の崩れを防ぐほか、美観保持のために設置される石組みや蛇籠などをいう。
- (15) 工作物 土地に定着する人工物をいう。
- (16) 工場等 製造・加工・修理等を行う施設、石油・液化ガス等の貯蔵・処理施設、コンクリートプラント・アスファルトプラント・クラッシャープラント、発電所・変電所、トラック・バス・タクシー等の営業所・自動車ターミナル、倉庫（配送・物流センターを含む）、資材（機材）置き場、立体駐車場、産業廃棄物中間処理場をいう。

3 都市緑地法第 35 条第 1 項の「着手していた行為」とは、建築物の工事を継続して行う意思があると認められる場合で、当該建築物の根切り工事（矢板打ち工事を含む）、杭打ち工事、又は既存建築物の床面積の増加に係る部分の工事に着手していたことをいう。当該地域に係る緑化率の限度が定められた際に計画中であった建築物又は建築基準法第 6 条第 1 項、第 6 条の 2 第 1 項若しくは第 18 条第 3 項による確認済証の交付を受けた後工事に着手していなかった建築物の新築若しくは増築は含まない。

## 第 2 章 都市緑地法第 35 条の規定及び都市緑地法施行規則第 29 条の規定による緑化率適合証明に関する審査基準

（緑化施設の算出基準）

第 3 条 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第 9 条各号の規定によるほか、緑化施設の種別ごとに当該各号に定めるところにより算出するものとする。

(1) 壁面緑化の面積 しゅん工時に、緑化施設が建築物の外壁と一体的に整備されている部分について、次のいずれかの方法により算出した面積の合計とする。

ア 壁面の 1 平方メートルの方眼当たり、適切な誘引施設が設置され、かつ、ツル性木本が水平方向 1 メートル当たり 3 株以上植栽されている部分又は壁面の 1 平方メートルの方眼当たり、土壌その他これに類する資材が適切に設置され、かつ、多年生の植物（落葉性の草本を除く。）が 10 株以上植栽されている部分の面積とする。

イ 壁面に土壌その他これに類する資材によって植栽基盤が面的に設置され、かつ、多年生の植物によって面的に覆われている部分の面積とする。ただし、土壌その他これに類する資材は、植物体を支えるだけでなく、根が伸長できる性質と十分な厚みがあり、保水性及び排水性が確保できるものでなければならない。

ウ 壁面に多年生の植物が誘引資材等の補助を受けることなく付着し、強風や自重によって剥落する恐れがなく覆っている部分の面積とする。

(2) 都市緑地法施行規則第 9 条第 2 号イ(1)の規定による樹木ごとの樹冠の面積 敷地内に植栽された樹木のしゅん工時の樹冠の面積とする。

(3) みなし樹冠の面積 しゅん工時の樹高により算出したみなし樹冠の面積とする。

ア 株立の樹木の本数は株ごとの本数とする。

イ タケ類の本数を含めることはできない。

ウ みなし樹冠の水平投影が、幹が地面に接している部分より高い位置に設置された工作物の水平投影と重なるもの及び当該敷地に包含されないものの面積を含めることはできない。

- (4) 樹木植栽地の面積 しゅん工時の樹高に応じた樹木の本数が都市緑地法施行規則第9条第2号イ(3)に掲げる式を満たす部分により算出したものの面積とする。
- ア 株立の樹木の本数は株ごとの本数とする。
- イ タケ類及び樹高0.4メートル未満の樹木の本数を含めることはできない。
- (5) 芝等の面積 しゅん工時に地面や工作物の表面が植物により覆われている部分の面積とする。
- ア 芝等を保護する目的で緑化ブロック等の緑化資材を用いた場合は、緑化資材の表面が実際に植物に覆われている部分の面積とする。
- イ 一年生の植物に覆われている部分の面積を含めることはできない。
- (6) 花壇等の面積 しゅん工時に草花等が1平方メートル当たり10株以上植栽されており、これらが生育するための土壌その他これに類するもので覆われている部分の面積とする。
- ア タケ類、樹高0.4メートル未満の樹木を植栽した場合は、これらを植栽した部分を花壇等とみなして算出することができる。
- イ 植栽された草花等がしゅん工時に種子や球根の状態の場合は、草花等の株数に含めることはできない。
- (7) 水流等の面積 その水平投影面の外周（護岸が整備されている場合は、護岸を含む。）の2分の1以上が都市緑地法施行規則第9条第1号又は第2号イからハマまでに規定する緑化施設に接しているものの水面の面積とする。
- (8) 園路等の面積 その水平投影面の外周の2分の1以上が都市緑地法施行規則第9条第1号又は第2号イからニまでに規定する緑化施設に接しているものの面積とする。
- ア 建築物に出入りするための通路等、主たる目的が緑化施設の利用、維持管理の用以外の用に供する施設の面積を含めることはできない。
- イ 建築物を土留として利用している場合は、その面積を含めることはできない。

第4条 緑化施設の面積及び緑化率は、次の方法により算出するものとする。

- (1) 緑化施設は当該敷地内に整備するものとし、算出する緑化施設の水平投影面積は、当該建築物の敷地内に包含される部分とする。
- (2) 緑化施設の面積に緑化施設の直上部にある工作物の水平投影が重なる部分の面積を含めることはできない。
- (3) 緑化施設を複数箇所に整備した場合、壁面緑化を除く緑化施設の水平投影が重なる部分の面積を重複して算出することはできない。
- (4) 壁面緑化を複数箇所に整備した場合、鉛直投影が重なる部分の面積を重複して算出することはできない。
- (5) 同一の緑化施設の面積は複数回算出することはできない。
- (6) 緑化施設の面積は小数第3位以下を切り捨てて算出する。
- (7) 当該建築物の緑化率は小数第3位以下を切り捨てて算出する。
- (8) 都市緑地法第35条第4項の規定により算出される緑化率の限度は、小数第3位以下を切り上げて算出する。
- (9) 緑化施設の面積に次の施設の面積を含めることはできない。

- ア 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 41 条第 1 項に規定する保安施設事業による保安施設に該当するもの
  - イ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設に該当するもの
  - ウ 固定されていない栽培容器を使用したもの
- (10) 他の法令等により設置される施設であっても、本基準に適合し他の法令等上支障がない場合は、緑化施設の面積にその面積を含めることができる。

### 第 3 章 緑化施設の整備に関する配慮事項

（緑化施設の整備方法）

第 5 条 緑化施設は次のとおり整備すること。

- (1) 景観の向上や環境の改善のために、樹木を中心とし、全体が調和良くなるよう、緑化施設を配置すること。
- (2) 周辺から緑を実感できるよう、緑化施設を沿道部に設けるなど、公開性や視認性に配慮すること。
- (3) 工場等の緑化施設は環境の保全のため、原則として、敷地の外周部を中心に、緑化施設の半分以上を量感のある樹木により設置すること。
- (4) 将来にわたって緑化施設が良好に維持されるよう、日照、土壌環境等を考慮し、周辺環境に配慮すること。
- (5) 良好な樹林や樹木は、できる限り保存するよう計画し、現況のまま保存できない場合は移植等を検討すること。
- (6) 緑化施設を保護するため、必要に応じて、外周部に縁石等の構造物を設けること。
- (7) 駐車スペース等主たる目的が緑化以外の用に供する場所への整備は、できる限り避けること。
- (8) 緑化施設を屋上に整備する場合は管理等のために、容易に出入り可能とするほか、手すり柵やかん水設備等の必要な施設を設けること。
- (9) 壁面緑化を整備する場合は、耐久性に優れた資材を選定するとともに、容易に維持管理ができる整備内容とすること。高所に壁面緑化を整備する場合は、安全性を確保するとともに、せん定や植替え等適切な維持管理が可能な整備内容とすること。人工地盤を用いる場合は、植物を良好に生育させるため、隅々まで十分にかん水される整備内容とすること。
- (10) 新たに植栽を行う造成面はできる限り平坦とし、やむを得ずのり面となる場合、傾斜角は 30 度以下とすること。
- (11) 樹木植栽地の最低幅は 30 センチメートル以上確保し、その他の緑化施設については、10 センチメートル以上確保すること。
- (12) 植物が良好に生育できるような一定の厚さ（概ね樹高 2.5 メートル以上のものは 150 センチメートル以上、樹高 2.5 メートル未満 1 メートル以上のものは 100 センチメートル以上、樹高 1 メートル未満のものは 70 センチメートル以上）の土壌又はこれらに相当する厚さの土壌に類する資材を確保すること。

(13) 植栽時に樹高が1メートル以上の樹木については、適切な支柱等を設けること。

#### 第4章 都市緑地法第35条第2項の規定による許可基準

(緑化率の適用除外)

第6条 都市緑地法第35条第2項第1号の適用除外として市長が許可する建築物は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項に規定する公園施設に該当するもの
- (2) 都市公園法第7条第1項の規定による公園管理者の許可を受けたもの

2 都市緑地法第35条第2項第2号の適用除外として市長が許可する建築物は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項に規定する特定工場に該当するもの
- (2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設に該当するもの
- (3) 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道施設に該当するもの
- (4) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路又は第2項に規定する道路の付属物に該当するもの
- (5) 河川の地下調節池の取水施設に該当するもの
- (6) 横浜市自転車等の放置防止に関する条例（昭和60年4月横浜市条例第16号）第3条の規定により設置される自転車駐車場の施設に該当するもの
- (7) 公共用歩廊その他これらに類するものであって、都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第2項第1号に規定する地区施設に該当するもの
- (8) 次のいずれかが存する敷地内の建築物（ただし、イ、ウ、エに該当するものを建築する場合は、建築審査会の同意を得たものに限る。）
  - ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、登録有形文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定されたもの
  - イ 神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第4条第1項の規定により神奈川県指定重要文化財に指定されたもの
  - ウ 横浜市文化財保護条例（昭和62年12月横浜市条例第53号）第6条第1項の規定により横浜市指定有形文化財に指定されたもの
  - エ 前3号に掲げるものであったものの原形を再現するもので、市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
  - オ 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物又は同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
  - カ 横浜市歴史を生かしたまちづくり要綱第4条の規定により登録された登録歴史的建造物又は同要綱第10条の規定により認定された認定歴史的建造物
  - キ 工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項に規定する特定工場に該当するもの
  - ク 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設に該当するもの

ケ 軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道施設に該当するもの

- (9) 高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号) 第 11 条から第 13 条までに規定する高圧ガスの製造のための施設又は同法第 16 条若しくは第 17 条の 2 に規定する貯蔵所であって、一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）、液化石油ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 52 号）又はコンビナート等保安規則（昭和 61 年通商産業省令第 88 号）に規定する、火気を取り扱う施設に対する距離又は火気の使用かつ引火性又は発火性の物を置くことが禁止される距離を要する施設が同一敷地内にあるもの
- (10) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 2 条第 4 項に規定する供給設備又は同法第 3 条第 2 項第 3 号に規定する貯蔵施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第 11 号）に規定する火気を取り扱う施設又は引火性若しくは発火性のものの堆積してある場所に対する距離を要する施設が敷地内にあるもの
- (11) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 10 条第 1 項に規定する危険物の貯蔵所、製造所又は取扱所であって、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 9 条第 1 項第 2 号、第 10 条第 1 項第 2 号、第 16 条第 1 項第 4 号、第 17 条第 1 項第 2 号及び同項第 3 号に規定する空地が敷地内にあるもの
- (12) 第 1 号から第 11 号までに掲げるもの以外で、適正な都市機能を確保するためにやむを得ずかつその機能又は構造上緑化施設の整備が著しく困難であると市長が認めたもの
- 3 都市緑地法第 35 条第 2 項第 3 号の適用除外として市長が許可する建築物は次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) その敷地の全部又は一部が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域に含まれるもの
- (2) 道路法第 32 条第 1 項の規定による道路管理者の許可を受けたもの
- (3) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 24 条の規定による河川管理者の許可を受けたもの
- (4) 建築基準法第 44 条第 1 項ただし書各号に規定するもの

（許可条件）

- 第 7 条 都市緑地法第 35 条第 2 項の規定の適用を受ける建築物については、敷地内に可能な範囲で積極的に緑化を行うこと。
- 2 都市緑地法第 36 条の規定により、同法第 35 条第 2 項の規定の適用を受ける建築物の敷地と適用を受けない建築物の敷地が一の敷地とみなされる場合は、前項にかかわらず、一の敷地とみなされた敷地内の建築物の緑化率を同法第 35 条（第 2 項及び第 3 項を除く）の規定により算出される数値以上とすること。

## 第 5 章 都市緑地法第 43 条第 1 項の認定基準

（認定条件）

- 第 8 条 都市緑地法第 43 条第 1 項の認定のためのやむを得ない理由とは、緑化施設に関する工事が次のいずれかの状況に該当する場合とする。

- (1) 建築基準法第6条第1項の規定による工事の完了の日の前日から30日前までの積雪の深さの最大値が、横浜地方気象台横浜観測地点において50センチメートル以上
- (2) 建築基準法第6条第1項の規定による工事の完了の日の前日から30日前までの日ごとの平均気温の平均が、横浜地方気象台横浜観測地点において摂氏0度以下

## 第6章 緑化施設の管理に関する配慮事項

(建築物緑化認定証の取得)

第9条 緑化率の適合について証明書の交付申請を行う者は、申請時に横浜市建築物緑化認定証交付手続要綱に基づき、建築物緑化認定証を取得するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成21年4月3日から施行する。

(移行措置)

- 2 平成21年4月2日以前に、横浜市開発事業の調整等に関する条例第17条第1項の同意を得た建築物の建築（当該建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為を含む。）又は緑の環境をつくり育てる条例第9条第1項の規定による緑化協議が成立した建築物の建築については、第2条第3項の規定にかかわらず、当該同意又は成立をもって「着手していた行為」とみなすことができる。
- 3 前項の規定は、平成21年4月3日から平成21年9月30日まで適用する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年10月3日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

## 横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する事務取扱要綱

制定 平成21年3月9日 環創環政第846号

(目的)

第1条 この要綱は、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）第34条第1項に規定する緑化地域に係る建築物の緑化率の制限に関する手続について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準における用語の意義は、法の例による。

(緑化率の適用除外に関する許可の申請書)

第3条 横浜市都市緑地法施行細則（昭和49年12月横浜市規則第163号。以下「規則」という。）第9条第1項に定める同項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率の適用除外に関する（変更）許可申請書（第1号様式）とする。

- 2 一の建築物について、法第35条第2項第1号の規定による許可と同時に横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例第57号。以下「地区計画条例」という。）第19条第4項第2号の規定による許可を受けようとする場合、法第35条第2項第2号の規定による許可と同時に地区計画条例第19条第4項第3号に規定する許可を受けようとする場合及び法第35条第2項第3号の規定による許可と同時に地区計画条例第19条第4項第4号の規定による許可を受けようとする場合は、前項の規定にかかわらず、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に基づく緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限に関する事務手続要綱（以下「地区計画条例事務手続要綱」という。）に規定する緑化率の適用除外に関する（変更）許可申請書（様式（緑化率）第1号）により申請するものとする。

(緑化率の適用除外に関する許可又は不許可の通知)

第4条 市長は、規則第9条第1項の規定による申請があった場合は、申請内容が法第35条第2項各号の規定に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 2 市長は、前項の審査の結果、適合すると認めるときは、当該申請者に緑化率の適用除外に関する許可書（第2号様式）（当該申請者が前条第2項の規定により申請を行った場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化率の適用除外に関する許可書（様式（緑化率）第2号））を交付しなければならない。
- 3 市長は、第1項の審査の結果、適合しないと認めるとき、又は当該申請書の記載によっては適合するかどうかを決定することができないときは、その旨及びその理由を記載した緑化率の適用除外に関する不許可通知書（第3号様式）（当該申請者が前条第2項の規定により申請を行った場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化率の適用除外に関する不許可通知書（様式（緑化率）第3号））を当該申請者に交付しなければならない。
- 4 規則第9条第1項の規定による申請から第2項又は前項の規定による交付までの標準処理期間は、30日間とする。

(緑化施設是正命令書等の交付)

第5条 市長は、法第37条第1項の規定による是正命令又は同条第2項の規定による是正要請を行う場合は、当該命令又は要請を受ける者に対して、緑化施設是正命令（要請）書（第4号様式）を交付しなければならない。

2 法第37条第1項の規定による是正命令と同時に地区計画条例第22条第1項の規定による是正命令を行おうとする場合、又は法第37条第2項の規定による是正要請と同時に地区計画条例第22条第2項の規定による是正要請を行おうとする場合は、前項の規定にかかわらず、市長は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設是正命令（要請）書（様式（緑化率）第4号）により交付するものとする。

（緑化率に関する報告及び立入検査の通知）

第6条 市長は、都市緑地法施行令（昭和49年政令第3号。以下「政令」という）第11条第1項の規定による報告の請求又は同条第2項の規定による立入検査を行う場合において、当該報告の請求又は立入検査を受ける者に対してあらかじめ書面で通知するときは、緑化施設 報告請求、検査実施 通知書（第5号様式）によるものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、政令第11条第1項の規定による報告の請求と同時に横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則（以下「地区計画条例施行規則」という。）第14条第1項の規定による報告の請求を行う場合又は政令第11条第2項の規定による立入検査と同時に地区計画条例施行規則第14条第2項の規定による立入検査を行う場合で、当該報告の請求又は立入検査を受ける者に対してあらかじめ書面で通知するときは、前項の規定にかかわらず、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設 報告請求、検査実施 通知書（様式（緑化率）第5号）によるものとする。

3 政令第11条第1項の規定により報告を請求された者は、緑化施設状況報告書（第6号様式）により報告するものとする。

4 第2項の規定により報告の請求を受けた者は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設状況報告書（様式（緑化率）第6号）により報告するものとする。

（緑化施設の工事の認定の申請書）

第7条 規則第11条に定める同条各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化施設工事完了延期認定申請書（第7号様式）とする。

2 規則第11条の規定による申請と同時に地区計画条例施行規則第15条の規定による申請をしようとする場合は、前項の規定にかかわらず、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設工事完了延期認定申請書（様式（緑化率）第7号）により申請するものとする。

（緑化施設の工事の認定又は認定しない旨の通知）

第8条 市長は、規則第11条の規定による申請があった場合は、申請内容について法第43条第1項の認定をするかどうかを審査しなければならない。

2 市長は、前項の審査の結果、認定するときは、当該申請者に緑化施設工事完了延期認定書（第8号様式）（当該申請者が前条第2項の規定により申請を行った場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設工事完了延期認定書（様式（緑化率）第8号））を交付しなければならない。

3 市長は、第1項の審査の結果、認定しないとき、又は当該申請書の記載によっては認定する

かどうかを決定することができないときは、その旨及びその理由を記載した緑化施設工事完了延期の認定をしない旨の通知書（第9号様式）（当該申請者が前条第2項の規定により申請を行った場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設工事完了延期の認定をしない旨の通知書（様式（緑化率）第9号））を当該申請者に交付しなければならない。

4 規則第11条第1項の規定による申請から第2項又は前項の規定による交付までの標準処理期間は、15日間とする。

（認定を受けた緑化施設の工事の完了届）

第9条 規則第12条第1項及び第2項に定める同条第1項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化施設工事完了届（第10号様式）とする。

2 規則第12条第1項又は第2項の規定による申請と同時に地区計画条例施行規則第16条第1項又は第2項の規定による申請をしようとする場合は、前項の規定にかかわらず、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設工事完了届（様式（緑化率）第10号）により届け出るものとする。

（認定を受けた緑化施設の工事の完了確認の通知）

第10条 市長は、規則第12条第1項の規定による届出があった場合は、当該緑化施設に関する工事が完了し法第35条又は第36条の規定に適合していることを審査し、確認しなければならない。

2 市長は、前項の確認の結果、当該緑化施設に関する工事が完了し、かつ適合していると認めるときは、当該申請者に緑化施設工事完了確認通知書（第11号様式）（当該申請者が前条第2項の規定により届出を行った場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設工事完了確認通知書（様式（緑化率）第11号））を交付しなければならない。

（緑化率の最低限度に関する証明書の交付の申請書）

第11条 規則第13条第1項（第15条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める同項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率適合証明（変更）申請書（第12号様式）とする。

2 規則第13条第1項の規定による申請と同時に地区計画条例施行規則第17条第1項（地区計画条例事務手続要綱第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定による申請をしようとする場合は、前項の規定にかかわらず、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化率適合証明（変更）申請書（様式（緑化率）第12号）により申請するものとする。

（緑化率の最低限度に関する証明通知書の交付）

第12条 市長は、規則第13条第1項の規定による申請があった場合は、申請内容が法第35条又は第36条の規定に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 市長は、前項の審査の結果、適合すると認めるときは、当該申請者に緑化施設適合証明通知書（第13号様式）（当該申請者が前条第2項の規定により申請を行った場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設適合証明通知書（様式（緑化率）第13号））を交付しなければならない。

3 市長は、第1項の審査の結果、適合しないと認めるとき、又は当該申請書の記載によっては適合するかどうかを決定することができないときは、その旨及びその理由を記載した緑化施設適合証明をしない旨の通知書（第14号様式）（当該申請者が前条第2項の規定により申請を

行った場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設適合証明をしない旨の通知書（様式（緑化率）第 14 号）を当該申請者に交付しなければならない。

4 規則第 13 条第 1 項の規定による申請から第 2 項又は前項の規定による交付までの標準処理期間は、15 日間とする。

（緑化率の証明等に関する名義変更届）

第 13 条 規則第 14 条に定める同条各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率の証明等に関する名義変更届（第 15 号様式）とする。

2 規則第 14 条の規定による届出と同時に地区計画条例施行規則第 18 条の規定による申請をしようとする場合は、前項の規定にかかわらず、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化率の証明等に関する名義変更届（様式（緑化率）第 15 号）により届け出るものとする。

（緑化率の証明等に関する取下届及び取止届）

第 14 条 規則第 15 条第 1 項に定める同項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率の証明等に関する取下届（第 16 号様式）（規則第 15 条第 1 項の規定による届出と同時に地区計画条例施行規則第 19 条第 1 項の規定による届出をしようとする場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化率の証明等に関する取下届（様式（緑化率）第 16 号））とする。

2 規則第 15 条第 2 項に定める同項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率の証明等に関する取止届（第 17 号様式）（規則第 15 条第 2 項の規定による届出と同時に地区計画条例施行規則第 19 条第 2 項の規定による届出をしようとする場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化率の証明等に関する取止届（様式（緑化率）第 17 号））とする。

（規則第 13 条の規定によらない緑化率の最低限度に関する証明書の交付の申請）

第 15 条 法第 35 条又は第 36 条の規定が適用となった建築物の維持保全をする者は、当該建築物の緑化施設を変更しようとするときは、その計画が法第 35 条又は第 36 条の規定に適合していることを証する書面の交付を市長に求めることができる。

2 規則第 15 条第 2 項の規定による届出を行った者及び緑化地域において既存の建築物を維持保全する者は、当該建築物の緑化施設又はその計画が法第 35 条又は第 36 条の規定に適合していることを証する書面の交付を市長に求めることができる。

3 規則第 13 条の規定は、前 2 項の規定に基づき申請する場合について準用する。

4 第 12 条の規定は、前項において準用する規則第 13 条の規定による申請があった場合について準用する。

（手数料の減免申請）

第 16 条 横浜市緑化地域に関する条例（以下、「条例」という。）第 4 条第 3 項の規定による減免を受けようとするものは、許可手数料減免申請書（第 18 号様式）により市長に申請しなければならない。

（手数料の減免の通知）

第 17 条 市長は、前条の申請があった場合は、条例第 4 条第 3 項の規定に適合するかどうかを審査し、許可手数料減免承認・不承認決定通知書（第 19 号様式）により通知しなければならない。

（委任）

第 18 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、みどり環境局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 21 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。
- 3 この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

## 緑化地域制度に関する建築確認申請・完了検査要領（抜粋）

### 1 建築確認申請又は計画通知

#### 1-(1) 添付書類及び記載内容の確認

建築確認申請又は計画通知の際に添付する書類及び記載内容等を確認してください。

ア 法第 35 条第 1 項、第 4 項又は条例第 19 条第 1 項、第 2 項、第 3 項の規定が適用される建築物の場合

書 類 名	確 認 内 容
緑化施設適合証明通知書 緑化地域制度の場合（事務取扱要綱第 13 号様式） 地区計画制度の場合（事務手続要綱様式（緑化率）第 13 号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築確認申請書又は計画通知書の正本・副本に各 1 部ずつ添付されているか確認する。</li> <li>・ 建築確認申請書又は計画通知書の記載内容と共通の項目について整合しているか確認する。</li> <li>・ みどり環境局の照合印が押されたものの写しとなっているか確認する。</li> </ul>
緑化率適合証明（変更）申請書 緑化地域制度の場合（事務取扱要綱第 12 号様式） 地区計画制度の場合（事務手続要綱様式（緑化率）第 12 号）	
配置図	
構造詳細図等	
緑化施設求積図	
緑化施設の写真及び撮影位置図（既存の緑化施設について面積を算出する場合に限る。）	

イ 【緑化率の適用除外】法第 35 条第 2 項又は条例第 19 条第 4 項の規定が適用される建築物の場合

緑化率の適用除外に関する許可を受けた建築物の場合は、上記アの書類は不要です。

書 類 名	確 認 内 容
緑化率の適用除外に関する許可書 緑化地域制度の場合（事務取扱要綱第 2 号様式） 地区計画制度の場合（事務手続要綱様式（緑化率）第 2 号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築確認申請書又は計画通知書の正本・副本に各 1 部ずつ添付されているか確認する。</li> <li>・ 建築確認申請書又は計画通知書の記載内容と共通の項目について整合しているか確認する。</li> <li>・ みどり環境局の照合印が押されたものの写しとなっているか確認する。</li> </ul>
緑化率の適用除外に関する（変更）許可申請書 緑化地域制度の場合（事務取扱要綱第 1 号様式） 地区計画制度の場合（事務手続要綱様式（緑化率）第 1 号）	
配置図	
構造詳細図等	
緑化施設求積図	
緑化施設の写真及び撮影位置図（既存の緑化施設について面積を算出する場合に限る。）	

ウ 法第 36 条又は条例第 20 条の規定が適用される建築物の場合

法第 36 条又は条例第 20 条の規定が適用される場合は、上記の他に以下の書類が添付されていることを確認してください。

書 類 名	確 認 内 容
認定通知書（建築基準法施行規則第 10 条の 16 による第 62 号様式）（写し）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築確認申請書又は計画通知書の正本・副本に各 1 部ずつ添付されているか確認する。</li> <li>・ 建築確認申請書又は計画通知書の記載内容と共通の項目について整合しているか確認する。</li> <li>・ みどり環境局の照合印が押されたものの写しとなっているか確認する。</li> </ul>
認定申請図書の副本の敷地面積等が確認できる図面（写し）	

## 2 完了検査

### 2-(1) 検査の基本的な考え方

完了検査において、配置図に示されている緑化施設が確実に整備されていることを確認してください。緑化率の適用除外に関する許可を受けた建築物の場合も同様に確認してください。

緑化施設の規模が大きい場合には、「建物や敷地形状等から得る目標物を参考とした目視」や「検査用に区画された任意の範囲を対象としたサンプル調査」等を活用し効率的な検査を行ってください。

### 2-(2) 検査の事前準備

検査にあたっては、申請者に対して事前に別表「緑化施設チェックシート」によるセルフチェックを求めるほか、円滑な検査のため次の事項のうち必要な項目について準備を指示してください。

検査項目	検査内容	事前準備
壁面緑化	面積（規模）	・植物に覆われている壁面の鉛直投影面積を示す。（紅白測量ポール等）
	植栽密度等	・誘引施設、植栽等が図書のとおり整備されているかを示す。（紅白測量ポール等）
樹木（樹冠）	面積（規模）	・樹冠の規模を示す。（テープロッド等）
樹木（みなし樹冠）	樹高	・樹高ごと（4 m以上、2.5 m以上 4 m未満、1 m以上 2.5 m未満）に色違いのテープ等を結びつけて表示し、箱尺で高さを示す。
	面積（規模）	・みなし樹冠の規模を示す。（テープロッド等）
	離隔距離	・敷地境界や建築物、近くの樹木から対象樹木までの離隔距離を示す。（テープロッド等）
樹木（樹木植栽地）	面積（規模）	・樹木植栽地の規模を示す。（テープロッド等）
	植栽密度	・区画内の樹木について、樹高ごと（4 m以上、2.5 m以上 4 m未満、1 m以上 2.5 m未満、0.4 m以上 1 m未満）に色違いのテープ等を結びつけて表示し、箱尺で高さを示す。 ・緑化施設的面積が広い場合、区切りのよい面積（100 m <sup>2</sup> など）の範囲を示す。（テープ等）
芝等	面積（規模）	・芝等の規模を示す。（テープロッド等）
花壇等	面積（規模）	・花壇等の規模（土壌その他これに類する資材で表面が覆われている部分）を示す。（テープロッド等）
	植栽密度	・10 m <sup>2</sup> （又は区切りのよい面積）の範囲を示す。（テープ等）
水流等・園路等	配置	・植栽等に接している部分の規模を示す。（テープロッド等）
	面積（規模）	・水流、園路等の規模を示す。（テープロッド等）
植栽を行う部分	のり面の傾斜角度	・のり面の傾斜が 30 度以下であることを示す。（遣り方（ヤリカタ）等）

### 2-(3) 検査項目・検査方法

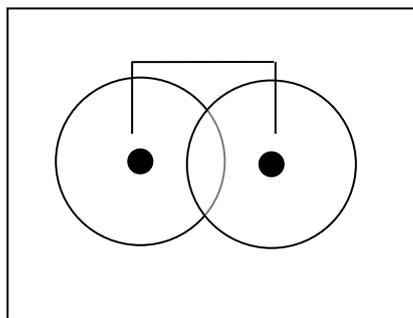
次の検査項目のうち該当するものについて、該当する検査方法により検査を行ってください。完了検査時に「緑化施設適合証明通知書」に記載されているとおりに緑化施設が完成していない場合は、検査済証を交付できません。

検査項目	検査内容	検査方法
共通事項	面積（規模）	・検査用に設置されたテープロッド等を参考に規模を確認する。規模が大きい場合は建物や敷地形状等から得る目標物を参考に目視により確認する。壁面緑化は鉛直投影面積を確認する。

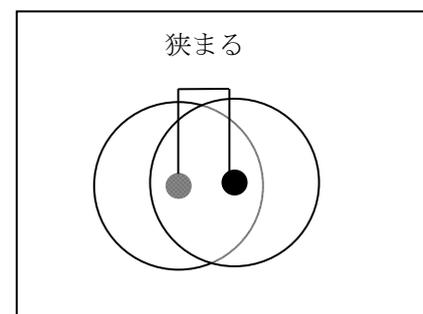
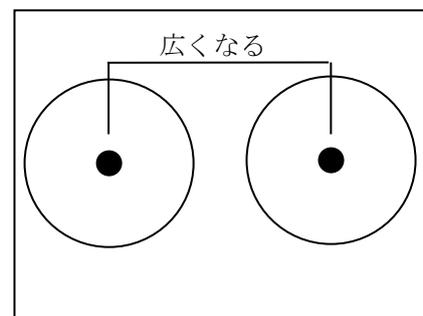
	緑化施設の重複	・ 検査用に設置されたテープロッド等を参考に緑化施設同士の重複部分を確認する。規模が大きい場合は、建物や敷地形状等から得る目標物を参考に目視により確認する。
	敷地内に設置されているか	・ 緑化施設が敷地内に設置されているか確認する。 ・ 緑化施設の投影面が敷地内にあるか確認する。
	緑化施設の最低幅員	・ 樹木植栽地の最低幅が 30 cm以上か、その他の緑化施設の最低幅が 10cm 以上か、目視あるいはテープロッド等を用いて確認する。
	栽培容器使用の有無	・ 緑化施設が植木鉢などの栽培容器などを使用して設置されている場合、固定されているか確認する。（目安として大人の男性2人程度の力でも容易に動かない等。）
	枯死の有無	・ 緑化施設内の植物が枯死していないか目視で確認する。
	屋外に設置されているか	・ 緑化施設の直上部に工作物の水平投影面が重なっていないか目視で確認する。
	のり面の傾斜角度	・ 遣り方等を参考に植栽を行う部分の傾斜角が 30 度以下となっているか目視で確認する。
緑化施設全体	配置	・ 配置図と比較し、建物や敷地形状等から得る目標物を参考に目視により確認する。
壁面緑化	面積（規模）	・ 鉛直投影面積を確認する。
	植栽密度等	・ 図書に示された多年生の植物、誘引施設等が整備されているか確認する。
	維持管理可能な施設整備	・ 図書に示されたかん水設備等が設置されているか確認する。
樹木（樹冠）	面積	・ 実際の樹冠の範囲が図書に示されている樹冠の範囲以上であるか確認する。
樹木（みなし樹冠）	樹高	・ 樹高ごと（4 m以上、2.5m以上 4 m未満、1 m以上 2.5m未満）に必要な高さ以上あるかどうか確認する。
	離隔距離等	・ 敷地境界や建築物、近くの樹木から図書に示されている位置以上、離隔しているか確認する。（※参照図） ・ みなし樹冠の水平投影面の範囲内に根鉢より高い位置に設置された工作物がないか確認する。

※参照図

「緑化施設適合証明通知書」の図面



検査時の状況



「みなし樹冠」で申請された樹木と樹木の間隔が狭まると緑化施設の面積が減少する場合があります。

検査項目	検査内容	検査方法
樹木（樹木植栽地）	植栽密度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査用に区画された範囲内に図書に示された樹木が植栽されているか確認する。</li> <li>・ タケ類及び樹高 0.4m未滿の樹木、その他の樹木が植栽されていてもよいが検査対象とはしない。</li> <li>・ 著しく樹木の密度に片寄りがないか目視により確認する。</li> </ul>
	表面の状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植栽地の表面が、樹木が生育するための土壌その他これに類する資材で表面が覆われているかを目視により確認する。植栽の生育を妨げる砂利、ガラ及びセメント等が残っていないか確認する。（柵蓋や工作物が表面に露出している部分は樹木植栽地の面積として算出できません。）</li> </ul>
芝等	表面の状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 踏圧等による枯死がないか確認する。</li> <li>・ 表面が、芝やハイバクシン等（地面を低く面的に覆う植物）により覆われているか確認する。植栽密度が示されている場合は目視により株数を確認する。（柵蓋や工作物が表面に露出している部分は芝等の面積として算出できません。）</li> </ul>
花壇等	植栽密度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査用に区画された範囲内に図書に示された株数の草花等が植栽されているか目視により確認する。図書に示された株数より、実際に植えられている株数が多くてもよい。</li> </ul>
	表面の状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 花壇等の表面が、草花等が生育するための土壌その他これに類する資材で表面が覆われているかを目視により確認する。植栽の生育を妨げる砂利、ガラ及びセメント等が残っていないか確認する。（柵蓋や工作物が表面に露出している部分及び縁石等の面積は、花壇等の面積として算出できません。）</li> </ul>
水流等・園路等	配置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査用に設置されたテープロッド等を参考に図書に示された部分が他の緑化施設に接しているか確認する。（水平投影で接していればよい。）</li> <li>・ 水流等については常時水面で覆われているか確認する。</li> </ul>
屋上緑化	維持管理可能な施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋上に緑化施設を整備した場合、管理に必要な安全柵、階段等が設置されているか、出入口の設置など容易に立ち入りできるようにしているか、かん水設備等が設置されているかを確認する。</li> </ul>

### 3 変更手続

「緑化施設適合証明通知書」の記載どおりに緑化施設が整備されていない場合は、緑化率が基準を満たしていても検査済証を交付できません。緑化施設に変更がある場合、完了検査の申請前に「緑化率適合証明（変更）申請書」を提出し、再度、「緑化施設適合証明通知書」の交付を受けるよう指示してください。「緑化率の適用除外に関する許可書」の記載内容から変更が生じた場合も同様に、「緑化率の適用除外に関する（変更）許可申請書」を提出し、「緑化率の適用除外に関する許可書」の交付を受けるよう指示してください。

#### 3-1) 緑化率の証明等に関する申請者の変更

- 申請者は、市長（みどり環境局（以下同じ。））に「緑化率の証明等に関する名義変更届（事務取扱要綱第 15 号様式）」を 1 部提出します。市長はこれを受理します。

## 3-(2) 緑化施設等の変更（建築確認申請前）

- 申請者は、市長に変更内容を反映した「緑化率適合証明（変更）申請書（事務取扱要綱第12号様式（以下同じ。））」を正1部、副2部提出します。審査による基準への適合を確認後、市長は「緑化施設適合証明通知書」を交付し、副2部に照合印を押印して返却します。
- 申請者は、変更内容を反映した「緑化率適合証明（変更）申請書（照合印）」及び「緑化施設適合証明通知書」（変更前の「緑化施設適合証明通知書」と差し替る）を建築確認申請に添付します。

※ 緑化率の適用除外の場合は、上記 3-(2)の文章中における「緑化率適合証明（変更）申請書（事務取扱要綱第12号様式）」を「緑化率の適用除外に関する（変更）許可申請書（事務取扱要綱第1号様式）」に、「緑化施設適合証明通知書」を「緑化率の適用除外に関する許可書」に読み換えます。

## 3-(3) 緑化施設等の変更（建築確認済証交付後）

- 申請者は、市長に変更内容を反映した「緑化率適合証明（変更）申請書」を正1部、副2部提出します。審査による基準への適合を確認後、市長は「緑化施設適合証明通知書」を交付し、副2部に照合印を押印して返却します。
- 申請者は、変更内容を反映した「緑化率適合証明（変更）申請書（照合印）」及び「緑化施設適合証明通知書」並びに変更前の「緑化施設適合証明通知書の写し（添付図書を除く）」を添付して、建築確認申請の軽微な変更の手続きを行います。

《建築確認申請での取扱》・・・建築物の変更を伴わない緑化施設の変更は、軽微な変更（「建築基準法施行規則」第3条の2）となります。緑化施設の変更によって建築物その他に変更が生じる場合は、別途判断が必要です。

※ 緑化率の適用除外の場合は、上記 3-(3)の文章中における「緑化率適合証明（変更）申請書」を「緑化率の適用除外に関する（変更）許可申請書」に、「緑化施設適合証明通知書」を「緑化率の適用除外に関する許可書」に読み換えます。

簡略な変更手続き（緑化施設樹種等変更連絡票）

「緑化施設適合証明通知書」の記載内容に影響しない緑化施設の変更のうち、樹種の変更及び樹木本数の変更（樹木植栽地における基準内の樹木本数の変更）※については、新たに「緑化施設適合証明通知書」の交付を受けず、簡略な変更手続きで建築確認申請の軽微な変更の手続きが行えます。

- 申請者は、別紙「緑化施設樹種等変更連絡票」に「変更を反映した配置図及び面積算出表（樹種のみであれば不要）」を添えて市長に正1部、副2部を提出します。市長は、変更内容が当該手続きの対象内であることを確認し、図面及び面積算出表に照合印を押印して副2部を返却します。
- 申請者は、「変更を反映した配置図及び面積算出表（樹種のみであれば不要）」にみどり環境局の照合印の押印を受けたものに変更点を朱書きし、変更前の「緑化施設適合証明通知書の写し」を添付して、建築確認申請の軽微な変更の手続きを行います。

※ 樹木本数の変更（樹木植栽地における基準内の樹木本数の変更）：緑化施設のうち「樹木植栽地」は面積と樹木本数が審査対象となりますが、樹木本数の増加及び密度基準を満たした樹木本数の減少は審査結果に影響しないため、簡略な変更手続きの対象とします。密度基準を満たした樹木本数の減少とは、面積算出表において次の式を満たす範囲の減少を意味します。

樹木植栽地の面積（A） $\leq$ 植栽密度（ $18 \times T1 + 10 \times T2 + 4 \times T3 + T4$ ）

《建築確認申請での取扱》・・・建築物の変更を伴わない緑化施設の変更は、軽微な変更（建築基準法施行規則第3条の2）となります。緑化施設の変更によって建築物その他に変更が生じる場合は、別途判断が必要です。

《簡略な変更手続きの例》

○樹種の変更

- ・緑化施設「芝等」において、「コウライシバ」を「ハイビャクシン」に変更
- ・緑化施設「樹木植栽地」「樹冠」「みなし樹冠」において、「シラカシ」を「ソヨゴ」に変更
- ・緑化施設「花壇等」において、「パンジー」を「サルビア」に変更

○樹木本数の変更（樹木植栽地における基準内の樹木本数の変更）～「面積算出表」抜粋～

		変更前↓	変更後↓	
④ 樹 木 植 栽 地	箇所	(1)	(1)	
	植栽地の面積(m <sup>2</sup> )	30.00	30.00	
	植 栽 地 （ 地 本 樹 木 ） 本 数	4m以上(T <sub>1</sub> )		
		2.5m以上4m未満(T <sub>2</sub> )	2	1
		1m以上2.5m未満(T <sub>3</sub> )	3	1
		0.4 m以上1m未満(T <sub>4</sub> )	10	18
樹木密度 $18T_1+10T_2+4T_3+T_4$	42	32		

《簡略な変更手続きができない例（通知書の記載内容に変更が生じるもの）》

～緑化率適合証明（変更）申請書の提出を行ってください～

- ×緑化面積の変更、緑地の形状の変更
- ×緑化施設「樹木植栽地」を「芝等」に変更
- ×緑化施設「みなし樹冠」における樹木の位置の変更、高さの区分の変更、本数の変更

#### 4 違反对策について

パトロールや情報提供等により、完了検査後に緑化率規制に違反している又は緑化施設の変更等により基準以上の緑地の維持保全を確認することが困難である場合には、建築物の維持保全をする者に対して是正指導等の必要な指導を行います。指導によっても是正されない場合は、報告書の請求や立入検査、措置命令を行うことがあります。

- 平成21年 3月 策定
- 平成23年 4月 改定
- 平成27年 4月 改定
- 平成30年 4月 改定
- 令和 2年 1月 改定
- 令和 3年 9月 改定
- 令和 6年 4月 改定